

2024年9月30日

## COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2024/9)

## Contents

- I. スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の成立
- II. 2024年6月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News (受賞歴)

## I. スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の成立

弁護士 山田 篤 / 弁護士 新藤 友理

### 1. はじめに

本年6月、公正取引委員会(以下「公取委」という。)が所管する「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」(以下「スマホソフトウェア競争促進法」又は「本法」という。)が成立した。

今日では、スマートフォンは国民に広く普及しており、消費者にとっては日常生活を支えるツール、事業者にとっては顧客接点を得るためのツールとして欠かせないものとなっている。そのような背景を踏まえ、本法は、国民生活及び経済活動に影響を与えるスマートフォンを利用する際に特に必要となる4つのソフトウェアが規制分野とされた。これらの規制分野、すなわち、モバイルOS、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジンの4つのソフトウェア(以下、4つを総称して「特定ソフトウェア」(2条7項)という。)は、現状では、これらを提供する者が特定少数の有力な事業者に限定されており、これらの事業者による競争制限的行為によって、特定ソフトウェア事業者間の競争及びスマートフォンを利用して商品・サービスを提供する事業者間の競争に悪影響を生じさせているとの認識の下で本法による各規律が設けられた。

従来、公取委は、このようなデジタル分野における競争上の懸念についても、独占禁止法による個別事案に即した事後的な措置によって対応してきた。しかしながら、独占禁止法による措置では立証活動に著しく時間を要するといったことが、市場環境が急激に変化するデジタル分野への対応としては課題であると考えられていた。例えば、Appleが、App Store Reviewガイドラインに基づき、アプリデベロッパに対して、アプリ内課金システムの利用やアプリ外ウェブサイトでの購入にユーザーを誘導することの禁止を求めていることについての音楽配信事業等を

対象とした事件審査では、審査が開始されてから終了に至るまで5年弱を要している<sup>1</sup>。

そこで、独占禁止法の補完法として立法された本法では、迅速な法執行を実現する観点から、競争制限効果の発生を法律上の要件とすることなく、一定の類型の行為を事前に禁止すること等による事前規制を導入し、競争制限的行為を未然に防止するとともに、競争環境の整備を図ることとされた(デジタルプラットフォーム事業者に関する競争環境の整備状況については表1参照)。

本法の各規律は、規制分野とされた4つのソフトウェアごとにその適用の有無が異なっており、規律の全体像を把握することは必ずしも容易ではない。そこで、本稿では、全体像の俯瞰を可能とすべく、規律の枠組み(禁止事項及び遵守事項の2つ)に沿って、各事項の内容、各特定ソフトウェアに対する各事項の適用の有無について、表を用いて整理した(表2及び表3)。

なお、大規模なデジタルプラットフォーム事業者を規制対象として事前規制型を採用した海外における先行する立法例としては、欧州のデジタル市場法(Digital Markets Act、2023年5月に施行され、本年3月から本格運用)がある。デジタル市場法は、スマホソフトウェア競争促進法よりも規制分野が広く、スマートフォンの特定ソフトウェアに加え、パソコンのOS、SNS、ビデオ共有等についても規制分野としている。

表1 デジタルプラットフォーム事業者に関する競争環境の整備状況

所管省庁	公正取引委員会		経済産業省
法律	スマホソフトウェア 競争促進法(2024年)	独占禁止法(1947年)	透明化法(2020年)
規制手法	事前規制	事後規制	共同規制
規制分野	モバイル OS アプリストア ブラウザ 検索エンジン	業種横断的	オンラインモール アプリストア デジタル広告

## 2. 規制対象事業者の指定

本法は、特定ソフトウェアの提供等(2条8項)を行う事業者であって、「事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るもの」(3条1項)が、以下の3. で述べる一定の行為を行うことは、類型的に独占禁止法に違反するとの考えから各規律を適用する。

本法の適用においては、スマートフォンで利用される特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者が規制対象事業者として公取委によって指定され、その指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)のみが各規律の対象となる(3条1項)。

## 3. 禁止事項及び遵守事項

内閣官房デジタル市場競争会議は、モバイル OS を基盤とするレイヤー構造がデジタル市場の競争環境に与える影響等について競争評価を行い、その結果を「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」

1 公取委「アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」(2021年9月2日)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210902.html>

(2023年6月)として公表した<sup>2</sup>。

本法は、当該競争評価で挙げられた論点を踏まえ、特定ソフトウェアをめぐる競争上の課題に対応するために、指定事業者に対する一定の行為の禁止(以下「禁止事項」という。)及び一定の講ずべき措置(以下「遵守事項」という。)に分けて、規律内容をそれぞれ定めている。

### (1) 禁止事項

本法5条から9条においては、典型的に他の事業者を排除したり、その事業活動を抑制したりする行為、すなわち、独占禁止法に違反しうる行為と整理できる行為を特定した上で、指定事業者がそれらの行為を行うことを禁止している(紙面の都合上、詳細な説明は省略するが、簡単な内容については表2参照)。

ただし、本法では、セキュリティの確保、プライバシーの保護、青少年保護等といったスマートフォンの利用者の利益を保護するためにこれまで指定事業者が講じてきた取組の継続への配慮もなされている。例えば、指定事業者以外が提供するサードパーティ製アプリストアの参入後も、指定事業者がセキュリティ等を確保することを可能とするための手当てがなされている。

具体的には、禁止事項のうち5つの類型(表2参照)については、セキュリティ等の確保に係る取組を行うことによって、禁止事項に定める行為を行ったとしても、例外的に許容される場合があること(以下「正当化事由」という。)が規定されている。例えば、セキュリティを確保するために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合には、指定事業者によるセキュリティ等の確保に係る取組によって、サードパーティ製アプリストアの提供が妨げられることになったとしても例外的に正当化される。

表2 禁止事項

規制内容	規制分野				正当化事由
	OS	ストア	ブラウザ	検索	
取得したデータの競合サービスにおける使用の禁止(5条)	○	○	○	-	-
不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いの禁止(6条)	○	○	-	-	-
代替アプリストアの提供妨害等の禁止(7条1号)	○	-	-	-	○
OSにより制御される機能の利用妨害の禁止(相互運用性の確保)(7条2号)	○	-	-	-	○
他の課金システムの利用等の妨害禁止(8条1号)	-	○	-	-	○
アプリ外取引の制限(価格表示やアウトリンクの制限を含む)の禁止(8条2号)	-	○	-	-	○
他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止(8条3号)	-	○	-	-	○
自社の利用者確認方法の表示義務付けの禁止(8条4号)	-	○	-	-	-
検索結果の表示における自社優遇の禁止(9条)	-	-	-	○	-

### (2) 遵守事項

本法10条から13条においては、指定事業者が他の事業者を排除したり、その事業活動を抑制する行為に

<sup>2</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai7/siryou2s.pdf>

至ることがないよう競争環境を整備するために、指定事業者に対して一定の講ずべき措置を義務付けている(紙面の都合上、詳細な説明は省略するが、簡単な内容については表 3 参照)。

表 3 遵守事項

規制内容	規制分野				正当化事由
	O S	ス ト ア	ブ ラ ウ ザ	検 索	
取得データの使用条件等の開示(10条)	○	○	○	-	-
取得データの利用者に対する移転(データポータビリティ)(11条)	○	○	○	-	-
デフォルト設定の変更(12条1号イ、2号イ)、選択画面の表示(12条1号ロ、2号ロ)	○	-	○	-	-
追加インストールの同意取得(12条1号ハ)、アンインストールの許容(12条1号ニ)	○	-	-	-	-
仕様変更等の開示、対応期間の確保等(13条)	○	○	○	-	-

#### 4. 指定事業者による規制の遵守状況に関する報告

指定事業者に対し、禁止事項及び遵守事項についての遵守状況等の報告書の作成及び提出を、公取委に対して毎年度行うことを義務付けること(14条1項)により、公取委によって、報告書をもとに指定事業者との対話を通じて講ずべき措置の具体化や更なる改善を促すことを可能とする仕組みとされている。

また、当該報告書は、事業者の秘密を除いて公表されることから(同条2項)、アプリデベロッパ等の利害関係者やスマートフォンの利用者は、当該報告書をもとに指定事業者の利用規約等の内容やその運用状況を認識した上で、適切な意思決定を行うことが可能となる。

#### 5. 違反行為に対する措置

本法で定められた各規律の違反に対するエンフォースメントは、上記3.で述べた禁止事項及び遵守事項に分けて、それぞれ定められている。

##### (1) 禁止事項の違反に対するエンフォースメント

禁止事項の違反に対しては、それらが、典型的に独占禁止法が禁止する私的独占等に該当する違反行為であるため、迅速かつ確実に当該違反行為を是正する必要があることから、公取委による排除措置命令が可能とされている(18条)。

また、課徴金制度は、法令に違反する行為から不当に得た利益を剥奪することで違反行為への誘因を小さくすることにその趣旨があるところ、本法において課徴金納付命令が可能となるのは、不当利得を明確に観念できる4つの類型に限定されている(19条、表4参照)。他方、特定ソフトウェアの提供等を行うデジタルプラットフォーム事業者の利益率が高いこと等を踏まえ、課徴金算定率は、独占禁止法よりも高く設定され、20%(繰り返し違反の場合の割増算定率は30%(20条))とされている(表5参照)。

表 4 禁止事項の違反に対するエンフォースメント

規制内容	行政処分		私訴等		
	排除措置命令	課徴金納付命令	差止請求	無過失損害賠償請求	緊急停止命令
取得したデータの競合サービスにおける使用の禁止(5条)		-			
不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いの禁止(6条)		-			
代替アプリストアの提供妨害等の禁止(7条1号)		○			
OSにより制御される機能の利用妨害の禁止(相互運用性の確保)(7条2号)		○			
他の課金システムの利用等の妨害禁止(8条1号)	○	○	○	○	○
アプリ外取引の制限(価格表示やアウトリンクの制限を含む)の禁止(8条2号)		○			
他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止(8条3号)		-			
自社の利用者確認方法の表示義務付けの禁止(8条4号)		-			
検索結果の表示における自社優遇の禁止(9条)		-			

表 5 課徴金算定率の比較

	スマホソフトウェア 競争促進法	排除型私的独占 (独占禁止法)	不当な取引制限 (独占禁止法)
課徴金算定率	20%	6%	10%
割増算定率 (繰り返し違反)	30%	9%	15%

## (2) 遵守事項の違反に対するエンフォースメント

遵守事項の違反に対しては、講ずべき措置が指定事業者によって講じられていない場合であっても、それが直ちに独占禁止法に違反する行為であるとまではいえず、また、指定事業者が講ずべき措置の具体的内容は一概に決まるものではないことから、まずは指定事業者による自主的な改善を求めて、公取委は行政指導である勧告を行うことができるとされている(30条1項)。

当該勧告を受けたにもかかわらず、指定事業者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかった場合には、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命令することができる(30条2項)。

表 6 遵守事項の違反に対するエンフォースメント

規制内容	行政処分		私訴等		
	(勧告↓)命令	課徴金納付命令	差止請求	無過失損害賠償請求	緊急停止命令
取得データの使用条件等の開示(10条)					
取得データの利用者に対する移転(データポータビリティ)(11条)					
デフォルト設定の変更(12条1号イ、2号イ)、選択画面の表示(12条1号ロ、2号ロ)	○	-	-	-	-
追加インストールの同意取得(12条1号ハ)、アンインストールの許容(12条1号ニ)					
仕様変更等の開示、対応期間の確保等(13条)					

## 6. おわりに

本法は、本年12月19日には、上記2.の規制対象事業者の指定に係る部分が施行され、また、本法公布後1年6か月以内(2025年12月19日まで)の政令で定める日には、その他の規定が施行されることとなる。

現在、本法の施行に備え、政令、公正取引委員会規則及び指針の策定等が公取委において進められていると思われるが、デジタル分野においては市場環境の変化が速く、その変化に合わせた法運用は容易ではないことも予想される。そのような中であっても、本法の枠組みに基づいて関係行政機関、セキュリティ等の専門家、指定事業者を含む多様なステークホルダーとのコミュニケーションを行い、そこで得られた知見を踏まえて、ステークホルダー間のバランスの考慮やユーザーの利便性への配慮がなされた運用が行われることが重要である。

以上

## II. 2024年6月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2024年6月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Antitrust and Labor Issues Around the World: A Comparative Analysis  
2024年8月(著: [池田 武義](#)) ANTITRUST  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Doing Business In... 2024 – Law & Practice  
2024年6月(著: [原 悦子](#)、[上田 潤一](#)、[下尾 裕](#)、[後藤 未来](#)、[白根 信人](#)、[早瀬 孝広](#)) Chambers and Partners  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Private Antitrust Litigation 2025 – Japan  
2024年6月(著: [石田 健](#)) Lexology Panoramic  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 'Chambers Global Practice Guides' on Cartels 2024 – Law & Practice  
2024年6月(著: [江崎 滋恒](#)、[ムシス バシリ](#)、[石田 健](#)、[臼杵 善治](#)) Chambers Global Practice Guides  
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 公取委、「令和5年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」を公表  
2024年6月(著: [中野 雄介](#)) 商事法務ポータル

### III. 事務所 News(受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士がランクインしております。

- ◆ asialaw 2024  
[中野 雄介](#)  
詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers 2024  
[中野 雄介](#)  
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2025 Edition)  
[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[西向 美由](#)  
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

以上



- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 山田 篤 ([atsushi.yamada@amt-law.com](mailto:atsushi.yamada@amt-law.com))  
弁護士 新藤 友理 ([yuri.shindo@amt-law.com](mailto:yuri.shindo@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)